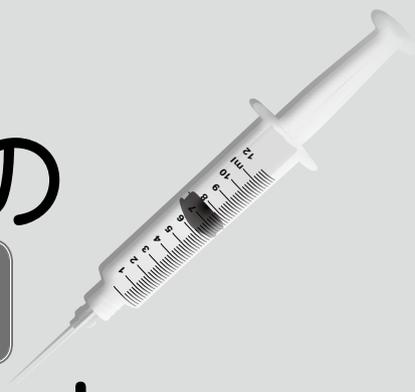


新たに2つの 予防接種 が始まります



保健医療課医療予防係 ☎ 0824-73-1155



10月1日から水痘（水ぼうそう）と高齢者肺炎球菌の予防接種が定期接種（法律で定められた予防接種）となりました。これらの予防接種を受けるには事前に申請が必要ですので、次の内容を確認のうえ予防接種を受けましょう。

水痘

対象者

1・2歳（生後12月～36月に至るまで）

接種方法

3月以上の間隔で2回、皮下に接種します。

経過措置

本年度に限り3・4歳（生後36月～60月に至るまで）も初回接種のみ対象。

接種料金

無料

その他

・既に水痘にかかったことがある方は対象外です。
・1・2歳の方は、既に接種した回数を含め2回までの接種となります。
・5歳以上7歳未満の小学校未就学前で、水痘の予防接種を未接種の方は任意接種になります。その場合は、初回の接種のみ市の制度による無料接種が受けられます。

高齢者肺炎球菌

対象者

・本年度は、平成26年4月2日～平成27年4月1日の間、に65・70・75・80・85・90・95・100歳以上になる方が対象になります。

・60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、肺などの呼吸器機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方

接種方法

1回。筋肉内または皮下に接種します。

接種料金

一般 3千円

市民税非課税世帯 1500円※

生活保護世帯 0円※

※減免申請が必要です。

その他

・接種期限は、平成27年3月31日です。
・過去に肺炎球菌の予防接種を受けたことがある方は対象外です。

申請方法

接種を希望する方は、保健医療課または各支所市民生活室で事前に申請してください。高齢者肺炎球菌の接種費用の減免を受けたい方は同時に減免申請を行ってください。

申請に必要なもの

◆予防接種券申請

健康保険証などの本人確認書類、母子手帳（水痘対象者のみ）、印鑑

◆減免申請（肺炎球菌のみ）

○市民税非課税世帯の方
↓健康保険証などの本人確認書類、印鑑

○生活保護世帯の方

↓被保護者証明書、印鑑

問い合わせ

保健医療課医療予防係

☎ 0824・73・1155